

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和8年3月13日

報道関係者 様

## 守口市報道提供資料

検定満期水道メーター取替に起因する  
水道料金（下水道使用料含む）の誤請求について

## 1. 概要

令和8年2月17日（火）守口市内の共同住宅1棟のうち2軒分において、検定満期水道メーター取替に起因する水道料金（下水道使用料含む）の誤請求が判明しました。

今回の件は、対象のうち1軒の住民の退去に伴う閉栓作業により判明したもので、平成23年8月検針分の請求から約14年余に渡り、それぞれの使用者に誤請求していたものです。

## 2. 誤請求の内容

- ① 期間：平成23年8月から令和8年2月検針分
- ② 金額：下表のとおり

使用者	水道料金	下水道使用料	合計
A様	38,949円	34,777円	73,726円（過大）
B様	△38,949円	△34,777円	△73,726円（過少）

## 3. 原因

委託事業者が検定満期水道メーターの取替時に、2軒分を互い違いに設置したことが原因であると判断しています。（当時のメーター取替票等の関係書類は、文書保存年限を経過し既に廃棄しているため、詳細について確認ができない。）

## 4. 対応

- ・ 使用者ご協力のもと実態確認を行うとともに、同時期にメーター取替を行った当該共同住宅に設置している他の水道メーターに問題がないことを確認しました。
- ・ 原因の調査等に一定の時間を要したことから、改めて使用者にお詫びするとともに、誤請求に至った経緯等を説明し、会計上の手続きを進めさせていただきます。

## 5. 再発防止策

検定満期水道メーターの取替を行う際は、取替前後に「メーター取替票」の記載内容（水道番号・メーター番号等）との照合を徹底するとともに、作業工程において複数の水道メーターを同時に扱わないこととするなど、委託事業者と共に再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市水道局工務課

電話 06-6991-6773（直通）